

社会福祉法人キューピット福祉会役員及び評議員報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人キューピット福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬、費用弁償に係る事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において役員とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

2 常務理事とは、社会福祉法人キューピット福祉会定款4条に定める、事務所を勤務場所とし、週3日以上社会福祉法人キューピット福祉会業に業務する理事をいう。

3 報酬とは、職務の遂行の対価として支払われるものである。

4 費用とは、職務の遂行として発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

第2章 報 酬 等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別表1）に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した時、その他法人業務に携わった時は、次のとおり日給を支給する。

但し、臨時会においては日額は支給しない。なお、監事が法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合も次のとおり日給を支給する。

(1) 理事

日額 10,000円

(2) 監事

日額 10,000円

(3) 評議員

日額 10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

日額 10,000円

3 翌年度の報酬額は年度末に開催する理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案し評価の上見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の役員等については、毎月1日に起算し当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土、日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、交通費一覧表に基づき次のとおり支払う。(別添1)

(1) 第3条1項の役員等については、通勤届によって申し出された金額を当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土、日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。(様式第1号)

(2) 第3条第2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 理事において施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品郵送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等を持って実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品郵送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後、速やかに領収書等を添付して出張旅費を精算するものとする。

第4章 附則

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人キューピット福祉社会評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

別表1

名称	報酬
理事長業務報酬	月額 350,000円